

大和川流域における総合治水の推進に関する条例施行規則をここに公布する。

平成三十年二月十六日

奈良県知事 荒井正吾

## 奈良県規則第二十七号

大和川流域における総合治水の推進に関する条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、大和川流域における総合治水の推進に関する条例(平成二十九年十月奈良県条例第十三号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第二条 この規則で使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(特定開発行為の届出)

第三条 条例第九条第一項前段の規定による届出は、特定開発行為届(第一号様式)に、次に掲げる書類を添えて行わなければならない。

一 位置図

二 計画平面図

三 計画断面図

四 丈量図

五 防災調整池等構造図

六 雨水排水計画図

七 防災調整池等計算書

八 その他知事が必要と認める書類

2 条例第九条第一項第六号の規則で定める事項は、特定開発行為の規模とする。

3 条例第九条第一項後段の規定による届出は、特定開発行為変更届(第二号様式)に、第一項各号に掲げる書類のうち変更に係るものを添えて行わなければならない。

(防災調整池等の設置の完了の届出)

第四条 条例第十一条第一項の規定による届出は、防災調整池等設置完了届(第三号様式)に、次に掲げる書類及び写真を添えて行わなければならない。

一 協定書その他の防災調整池等の管理者であることを証する書類

二 防災調整池等の状況を示す写真

三 その他知事が必要と認める書類

2 条例第十一条第一項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

二 防災調整池等の名称

三 防災調整池等の所在地

四 防災調整池等の設置を完了した日

（防災調整池等の管理者の変更の届出）

第五条 条例第十二条第三項の規定による届出は、防災調整池等管理者変更届（第四号様式）に、次に掲げる書類を添えて行わなければならない。

一 土地の登記事項証明書

二 その他知事が必要と認める書類

（ため池の廃止の届出）

第六条 条例第十六条第二項の規定による届出は、ため池廃止届（第五号様式）に、知事が定める書類を添えて行わなければならない。

2 条例第十六条第二項第五号の規則で定める事項は、廃止しようとするため池の規模及びため池を廃止しようとする日とする。

（身分証明書）

第七条 条例第十九条第二項に規定する身分を示す証明書は、身分証明書（第六号様式）によるものとする。

#### 附 則

この規則は、平成三十年十月一日から施行する。